

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	選挙管理委員会	
○公共測量の実施	(用地課) 535	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	536
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 〃	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
公 告		○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	537
○道路の位置の指定	(丹後土木事務所) 536		

告 示

京都府告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省都市局都市政策課長から通知があった。

令和5年7月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市中京区柏屋町、鍋屋町、下樵木町、松本町及び梅之木町並びに東山区元吉町、末吉町及び橋本町
- 2 測量の期間
令和5年7月3日から令和6年3月22日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成及び車載写真レーザ測量）

京都府告示第398号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 急傾斜地崩壊危険区域の名称
谷内Ⅰ急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から31号までを順次結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線によって囲まれた土地の区域

所 在 地	標 柱
京丹後市大宮町谷内799地先道路敷	1号
〃 〃 〃 小字アミカケ10134の8	2号及び8号
〃 〃 〃 1641	3号
〃 〃 〃 1633の2	4号
〃 〃 〃 1646	5号
〃 〃 〃 小字後地1649	6号
〃 〃 〃 小字アミカケ10135	7号
〃 〃 〃 〃 10134の2	9号
〃 〃 〃 〃 10134の4	10号
〃 〃 〃 〃 10132	11号
〃 〃 〃 〃 10130	12号から14号まで
〃 〃 〃 〃 10128	15号
〃 〃 〃 〃 10129	16号

京丹後市大宮町谷内小字アミカケ10127	17号及び18号
〃 〃 〃 〃 10125	19号
〃 〃 〃 1585	20号
〃 〃 〃 1581	21号
〃 〃 〃 1592	22号
〃 〃 〃 1596	23号
〃 〃 〃 1598の1	24号
〃 〃 〃 1600・1601合併	25号
〃 〃 〃 1612の1地先道路敷	26号
〃 〃 〃 1613地先道路敷	27号
〃 〃 〃 1614地先道路敷	28号
〃 〃 〃 1616地先道路敷	29号
〃 〃 〃 1622の1地先道路敷	30号
〃 〃 〃 1629地先道路敷	31号

2(1) 急傾斜地崩壊危険区域の名称
谷内Ⅱ急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線によって囲まれた土地の区域

所在地	標柱
京丹後市大宮町谷内1581	1号
〃 〃 〃 1585	2号
〃 〃 〃 小字アミカケ10125	3号
〃 〃 〃 1582	4号
〃 〃 〃 1571・1572・1573合併地先道路敷	5号

3(1) 急傾斜地崩壊危険区域の名称
谷内Ⅲ急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線によって囲まれた土地の区域

所在地	標柱
京丹後市大宮町谷内1633の2	1号

京丹後市大宮町谷内1641	2号
〃 〃 〃 小字アミカケ10134の8	3号
〃 〃 〃 799地先道路敷	4号

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年7月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
丹第50号	令 5. 7. 20	京都府丹後土木事務所	京丹後市峰山町荒山小字五反田107の4	m 43.3	最小 6.1 最大 8.0

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第52号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年7月28日

京都府選挙管理委員会

委員長 坪 内 正 一

41,703人

京都府選挙管理委員会告示第53号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年7月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

360,642人



京都府選挙管理委員会告示第54号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年7月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

北	区	30,250人
上 京	区	21,025人
左 京	区	41,225人
中 京	区	29,420人
東 山	区	9,519人
山 科	区	36,287人
下 京	区	21,538人
南	区	27,158人
右 京	区	53,629人
西 京	区	40,298人
伏 見	区	74,426人
福 知 山	市	20,991人
舞 鶴	市	21,842人
綾 部	市	9,021人
宇治市及び久世郡		55,010人
宮津市及び与謝郡		11,236人
亀 岡	市	24,357人
城 陽	市	21,175人
向 日	市	15,718人
長岡京市及び乙訓郡		27,066人
八 幡	市	19,299人
京田辺市及び綴喜郡		23,626人
京 丹 後	市	14,817人
南丹市及び船井郡		12,506人
木津川市及び相楽郡		33,612人